答申第857号

諮問第 1508 号

件名:極意書の不開示(不存在)決定に関する件

答申

1 審査会の結論

愛知県知事(以下「知事」という。)が、別記の開示請求に係る行政文書(以下「本件請求対象文書」という。)について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成28年5月9日付けで愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)に基づき行った開示請求に対し、知事が同月20日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

電話応対でまともな対応ができていないからその行動を定義付する根拠 になる文書が有るはず。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

「バックレ」とは逃げることと解されるが、建設部河川課(以下「河川課」という。)の特定の職員に確認したところ、電話があった際に指名された担当者が不在であったため、その者を電話に応答させることができなかったことがあったとのことであった。

また、極意書とは、根拠が書かれたマニュアル、手引書等の文書と解される。

よって、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が不在であった担当者に応答させなかったことの根拠が書かれた文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

そもそも、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって 作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはない。 また、担当者が不在のため電話に応答させることができないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もない。

よって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する 権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が 行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の 内容を総合すると、本件請求対象文書は、河川課の特定の職員が電話で指 名された別の特定の職員が不在であったためその者に応答させなかったこ とについての根拠が記載されたマニュアル、手引書等の文書であると解さ れる。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、マニュアル、手引書等は、組織が業務運営を行うに当たって作成されるものであり、職員の全ての言動について作成されることはないとのことである。また、担当者が不在のため電話に応答させることができないことについて、根拠が書かれた文書を作成しておく必要性もないとのことである。

一般的に、個別の職員が電話で指名された職員に応答させないことについてマニュアル、手引書等は作成されていないと解されることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の職員のバックレの極意書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1.18 (第510回審查会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 9.12 (第 531 回審査会)	審議
29.12.18	答申